

前復興大臣 田中かずのり  
自民党・国政報告 3 2 2 号

衆議院議員田中和徳事務所  
TEL:03-3508-7294  
FAX:03-3508-3504  
<http://www.tanaka-kazunori.com>  
E-mail:k-tanaka@kamome.or.jp



# デジタル庁設置法が成立

## だれひとり取り残さないデジタル社会の構築へ

5月12日、デジタル庁設置法案が成立。9月1日にデジタル庁が発足。国民生活の利便性向上、新産業の育成と国際競争力の強化など、世界各国に先駆けてデジタル化を推進していくことが極めて重要です。

### 1. デジタル化の推進は国民の信頼の下、喫緊の課題

#### デジタル化を進める主なメリット

##### ① 迅速・正確・効率的な行政サービスの実現

定額給付金や持続化支援金受給の遅れ、ワクチン接種予約の混乱など、行政手続が遅い上に不便で煩雑。加えて、余分な人員と公費が必要。デジタル化により、少人数で迅速・的確な行政サービスの効率化を実現。

##### ② 社会保障の間違いや不正受給、脱税などの防止

各省庁や機関の連携を進め、年金や医療保険などのミスや不正を防ぐ。マイナンバーカードの有効活用もスタートする。

##### ③ 快適・便利な生活環境と、新産業の育成

自動運転、テレワークや遠隔医療、オンラインでの行政手続や納税など、デジタル化の推進は、生活をより便利に、より快適に向上させる。また、IoT時代の産業とサービス技術の開発には、デジタル化が不可欠。

## 2. デジタル庁の概要

デジタル庁設置法に基づき、本年9月1日からデジタル庁が発足します。デジタル庁の設立目的と業務内容、組織の位置づけは下記の通りです。**田中和徳は国民の不安を解消するため、個人情報不正使用防止など、プライバシー保護のルールを徹底した上で、デジタル化に全力を注ぎます。**

### デジタル庁の概要

**設立目的**：行政・社会・産業のデジタル化を促進する司令塔

**業務内容**：

- ① デジタル社会の形成に向けた基本方針の策定
- ② 各省庁や全自治体を含めた総合的な政策調整
- ③ 個人識別番号（※）に関する基本政策の立案  
（※ マイナンバーカード、法人番号など）
- ④ 国や自治体などのデータ管理システムの標準化
- ⑤ IoTによる本人確認、電子署名・委任状など、デジタル分野の様々な政策立案と事務処理

**位置づけ**：

- ① デジタル庁は、内閣に直属した形で設置され、総理大臣の下、新設のデジタル大臣が統括する
- ② 内閣に『デジタル社会推進会議』が設置され、総理と全ての国務大臣が参加する
- ③ 各省庁や自治体などに対して、勧告権を有する